

北海道科学大学奨学基金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北海道科学大学奨学基金規程第3条第2項に基づき、北海道科学大学（以下「本学」という。）における奨学基金の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 奨学基金は、学校法人北海道科学大学奨学金（以下「奨学金」という。）と称する。

(奨学金の運用)

第3条 奨学金は、人物及び学業成績ともに優秀な者に対する修学援助金として運用する。

(奨学生)

第4条 奨学金を給付される者を学校法人北海道科学大学奨学生（以下「奨学生」という。）と称する。

(資格)

第5条 奨学生となることのできる者は、学部の2年次以上の学生とし、人物優秀で、前年度の学業成績が上位にある者とする。

2 奨学生となることのできる期間は、当該年度に限るものとする。ただし、次年度以降も奨学生となることを妨げないものとする。

(給付額及び採用人数)

第6条 奨学金の給付額及び採用人数は、次のとおりとする。

(1) 給付額 月額 10,000円

(2) 採用人数 学校法人北海道科学大学奨学基金運営委員会から毎年通知される奨学費配分額の金額によって採用人数を決定する。採用人数は、4月の各学科・学年の在籍比率によって決定する。ただし、各学科・学年に1名を最低人数とする。

(給付期間)

第7条 奨学金の給付期間は、4月から翌年3月までの1年間とする。

(推薦時期)

第8条 奨学生の推薦は、毎年5月とする。

(選考)

第9条 奨学生の選考は、学生支援センターにおいて学校法人北海道科学大学奨学基金規程第6条並びに所定の奨学生選考申し込みに基づき審査し、教授会の議を経て学長が決定する。

(証書の交付及び通知)

第10条 前条の選考決定に基づき、奨学生として採用された者に対して証書を交付し、学内告知をするとともに、保護者に通知する。

(給付方法)

第11条 奨学金は、年間の給付額を2分割して給付する。

2 前項の給付は、奨学生名義の預貯金口座へ振り込むものとする。

(資格喪失)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、奨学金の給付を停止するとともに、奨学生としての採用を取り消すものとする。

- (1) 学則に基づく休学又は退学を許可されたとき若しくは除籍されたとき
- (2) 学則に基づく懲戒を受けたとき
- (3) その他、奨学生として不適格と認められたとき

(奨学金の返還)

第13条 前条の規程により、奨学生としての採用を取り消された者に対して、既に給付された奨学金の一部又は全部を返還させることができるものとする。

(庶務)

第14条 この規程に関する庶務は、学生課がこれにあたる。

(実施細目)

第15条 この規程に定めるもののほか、実施について必要な事項は、本学において別に定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、薬学部については平成30年度入学生から適用する。